

子どもの貧困 生活費・教育費ホットライン



- お金を貸してくれる公的な機関は？
- 奨学金制度について知りたい
- お金がなくて子どもが学校に行けません
- 今の私に受けられる手当は？
- 生活費が足りないのですが、生活保護は受けられますか？

このような問題に、弁護士が無料で相談に応じます

実施期間 2010. 6. 23(水) 10時～18時

よういく なやみ

【フリーダイヤル】



0120-419-783

※上記は特設電話番号です。相談日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。

※回線の混み具合により、お住まいではない都道府県に繋がることがございます。

※相談日時・電話番号などの詳細は各弁護士会で異なりますので、詳しくはお近くの各弁護士会にお問い合わせください。

日本弁護士連合会・大阪弁護士会